

令和2年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合



目 次

同意第 2 号関係	監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
同意第 3 号関係	監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
承認第 2 号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の専決処分について・・・・・・・・	5
承認第 3 号関係	令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算（第 1 号）の専決処分について・・・・・・・・	9
承認第 4 号関係	令和 2 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第 1 号）の専決処分について・・・・・・・・	11
承認第 5 号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の専決処分について・・・・・・・・	13

略 歴 書

現 住 所 名古屋市 中村区 熊野町 1丁目 81番地 1

ことし みちお
後藤 道夫

昭和 25年 12月 13日生

略 歴

430

- | | | |
|-----------|---|----------------------|
| 平成 18年 4月 | } | 名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課長 |
| 平成 20年 3月 | | |
| 平成 20年 4月 | } | 名古屋市緑区区民福祉部長 |
| 平成 23年 3月 | | |
| 平成 23年 6月 | } | 社会福祉法人なごや福祉施設協会施設長 |
| 平成 28年 5月 | | |
| 平成 28年 7月 | } | 愛知県後期高齢者医療広域連合代表監査委員 |
| 現 在 | | |
| 平成 28年 8月 | } | 愛知県国民健康保険団体連合会代表監事 |
| 平成 29年 7月 | | |
| 平成 29年 8月 | } | 愛知県国民健康保険団体連合会代表監事 |
| 令和 元年 7月 | | |
| 令和 元年 8月 | } | 愛知県国民健康保険団体連合会代表監事 |
| 現 在 | | |

略 歴 書

現 住 所 名古屋市北区楠三丁目 421 ネオハイツ楠N棟 303号

はせがわ ゆみこ
長谷川 由美子

昭和 33 年 4 月 1 日生

略 歴

平成 15 年 4 月	}	名古屋市会議員
平成 19 年 4 月		
平成 19 年 4 月	}	名古屋市会議員
平成 23 年 2 月		
平成 22 年 5 月	}	愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員
平成 23 年 2 月		
平成 23 年 3 月	}	名古屋市会議員
平成 27 年 3 月		
平成 27 年 4 月	}	名古屋市会議員
平成 31 年 4 月		
平成 27 年 5 月	}	愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員
平成 28 年 5 月		
平成 31 年 4 月	}	名古屋市会議員
現 在		
令和 2 年 5 月	}	愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員
現 在		

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（傷病手当金）

1 概要

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、傷病手当金を支給する規定を定めるために、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもの。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して傷病手当金を支給するための規定を条例附則に定めた。

・対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

・支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

・支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2/3 \times$ 日数

※上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援

3 専決処分とした理由

社会情勢に鑑み速やかに条例を施行する必要があったため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分としたものである。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新
旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 第1条から第4条まで (略)</p>	<p>附 則 第1条から第4条まで (略) <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の</p>

標準報酬月額の30分の1に相当する金額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、国民健康保険法の規定に基づく条例若しくは規約、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は法の規定に基づく条例(この条例を除く。)によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

1 概要

(千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
876,135,474	3,872	876,139,346

70人以上

927

2 総括表

(千円)

	款	項	目	補正額	説明	備考
歳入	2国庫支出金	2国庫補助金	1調整交付金	3,872	①調整交付金	歳出②に 充当
	歳入計			3,872		
歳出	1保険給付費	3その他医療 給付費	2傷病手当金	3,872	②負担金、補助及 び交付金	財源は 歳入①
	歳出計			3,872		

3 歳入予算説明

① 調整交付金

(款) 2国庫支出金 (項) 2国庫補助金 (目) 1調整交付金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
54,022,301	3,872	1調整交付金	調整交付金

歳出「②傷病手当金」の財源とするため、令和2年度における特別調整交付金を予算措置するもの。

4 歳出予算説明

② 傷病手当金

(款) 1保険給付費 (項) 3その他医療給付費 (目) 2傷病手当金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
0	3,872	18負担金、補助及び交付金	傷病手当金

傷病手当金支給の必要額を予算措置するもの。

令和2年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

1 概要

(千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
1,613,616	3,904	1,617,520

1719 更新料
97万
マイナンバーカード
4-7
HP更新料

2 総括表

(千円)

	款	項	目	補正額	説明	備考
歳入	2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 民生費補助金	3,904	① 調整交付金	歳出②に 充当
			歳入計	3,904		
歳出	3 民生費	1 社会福祉費	1 老人福祉費	3,904	② 委託料	財源は 歳入①
			歳出計	3,904		

3 歳入予算説明

① 調整交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (目) 1 民生費補助金

(千円)

補正前の額	補正額	節	説明
165,088	3,904	1 老人福祉費補助金	調整交付金

歳出「②委託料」の財源とするため、令和2年度における特別調整交付金を予算措置するもの。

4 歳出予算説明

② 委託料

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費

(千円)

補正前の額	補正額	節	説明
818,301	3,904	12 委託料	資格賦課管理費

被保険者証一斉更新発送時に同封するマイナンバーカード交付申請勧奨リーフレット追加封入業務の必要額を予算措置するもの。

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（保険料の減免）

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免について、その申請期限等の特例を定めるために、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものの。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免について、その申請期限等の特例を条例附則に定めた。

・申請期限

新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者等の収入が減少したことを事由とする保険料の減免申請については、条例第19条第2項に定める申請書の提出期限を適用しない。

・減免対象

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料

3 専決処分とした理由

社会情勢に鑑み速やかに条例を施行する必要があつたため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分としたものである。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新
旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 第1条から第6条まで (略)</p>	<p>附 則 第1条から第6条まで (略) <u>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</u> 第7条 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により第19条第1項の規定の適用を受ける被保険者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出した場合において、広域連合長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</u></p>